

国土交通省告示（建設省告示）新旧対照表

防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件

昭和 48 年 12 月 28 日建設省告示第 2563 号

改正：平成 30 年 3 月 27 日 国土交通省告示第 502 号（平成 31 年 4 月 1 日～）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 14 項第一号、第 129 条の 13 の 2 及び第 136 条の 2 第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。</p> <p>第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条第 14 項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあっては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。</p> <p>イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(1)面積が 3m<sup>2</sup> 以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）であること。</p> <p>(2)面積が 3m<sup>2</sup> 以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後 20 秒以内に閉鎖するものであること。</p> <p>ロ 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)当該防火設備の質量（単位 kg）に当該防火設備の閉鎖時の速度（単位 m/秒）の二乗を乗じて得た値が 20 以下となるものであること。</p> <p>(2)当該防火設備の質量が 15kg 以下であること。ただし、水平方向に閉鎖をするものであってその閉鎖する力が 150N 以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの（人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が 5cm 以下であり、かつ、接</p>	<p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 14 項第一号、第 129 条の 13 の 2 及び第 136 条の 2 第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。</p> <p>第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条第 14 項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあっては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。</p> <p>イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(1)面積が 3m<sup>2</sup> 以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）であること。</p> <p>(2)面積が 3m<sup>2</sup> 以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後 20 秒以内に閉鎖するものであること。</p> <p>ロ 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)当該防火設備の質量（単位 kg）に当該防火設備の閉鎖時の速度（単位 m/秒）の二乗を乗じて得た値が 20 以下となるものであること。</p> <p>(2)当該防火設備の質量が 15kg 以下であること。ただし、水平方向に閉鎖をするものであってその閉鎖する力が 150N 以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの（人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が 5cm 以下であり、かつ、接</p>

触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限る。) にあつては、この限りでない。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75 cm 以上、1.8m 以上及び 15 cm 以下である構造の防火設備とすること。

ハ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 消防法(昭和23年法律第186号)第21条の2第1項《関係法令》の規定による検定に合格したものであること。

(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。

(i) 防火設備からの水平距離が10m以内で、かつ、防火設備と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所

(ii) 壁(天井から50 cm 以上下方に突出したたれ壁等を含む。)から60 cm 以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために60 cm 以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)

(iii) 次に掲げる場所以外の場所

(イ) 換気口等の空気吹出口に近接する場所

(ロ) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

(ハ) 腐食性ガスの発生するおそれのある

触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限る。) にあつては、この限りでない。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75 cm 以上、1.8m 以上及び 15 cm 以下である構造の防火設備とすること。

ハ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 消防法(昭和23年法律第186号)第21条の2第1項《関係法令》の規定による検定に合格したものであること。

(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。

(i) 防火設備からの水平距離が10m以内で、かつ、防火設備と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所

(ii) 壁(天井から50 cm 以上下方に突出したたれ壁等を含む。)から60 cm 以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために60 cm 以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)

(iii) 次に掲げる場所以外の場所

(イ) 換気口等の空気吹出口に近接する場所

(ロ) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

(ハ) 腐食性ガスの発生するおそれのある

場所

(ニ) 厨房等正常時において煙等が滞留する場所

(ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所

(ヘ) 煙が多量に流入するおそれのある場所

(ト) 結露が発生する場所

(3) 倉庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 50,000m<sup>2</sup> 以上のものの当該用途に供する部分に設ける火災情報信号(火災によって生ずる熱又は煙の程度その他火災の程度に係る信号をいう。)を発信する煙感知器又は熱煙複合式感知器(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの~~を~~設けた部分に設けるものを除く。)にあっては、煙感知器又は熱煙複合式感知器に用いる電気配線が、次の(i)又は(ii)のいずれかに定めるものであること。

(i) 煙感知器又は熱煙複合式感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じたもの

(ii) 短絡した場合にあっては、その影響が準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第九号のニロに規定する防火設備で区画された建築物の部分でその床面積が 3,000m<sup>2</sup> 以内のもの以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けたもの

ホ 連動制御器は、次に定めるものであること。

(1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの

(2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの

(3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの

(i) 昭和 45 年建設省告示第 1829 号第二号及び第三号《排煙》に定める基準によるもの

場所

(ニ) 厨房等正常時において煙等が滞留する場所

(ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所

(ヘ) 煙が多量に流入するおそれのある場所

(ト) 結露が発生する場所

ホ 連動制御器は、次に定めるものであること。

(1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの

(2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの

(3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの

(i) 昭和 45 年建設省告示第 1829 号第二号及び第三号《排煙》に定める基準によるもの

(ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 7 条第 3 項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの

へ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。

(1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させるもの

(2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、ホの(3)に定めるものであるもの

ト 予備電源は、昭和 45 年建設省告示第 1829 号第四号に定める基準によるものであること。

第 2 令第 112 条第 14 項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第 1 第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 第 1 第二号イ及びロに掲げる基準に適合すること。

ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 熱感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

(2) 熱感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第 21 条の 2 第 1 項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のもので特種の公称作動温度（補償式（熱複合式のものうち多信号機能を有しないものをいう。）のものにあつては公称定温点、以下同じ。）が 60 度から 70 度までのもの（ボイラー室、厨房等最高周囲温度

(ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 7 条第 3 項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの

へ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。

(1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させるもの

(2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、ホの(3)に定めるものであるもの

ト 予備電源は、昭和 45 年建設省告示第 1829 号第四号に定める基準によるものであること。

第 2 令第 112 条第 14 項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第 1 第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 第 1 第二号イ及びロに掲げる基準に適合すること。

ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 熱感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

(2) 熱感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第 21 条の 2 第 1 項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のもので特種の公称作動温度（補償式（熱複合式のものうち多信号機能を有しないものをいう。）のものにあつては公称定温点、以下同じ。）が 60 度から 70 度までのもの（ボイラー室、厨房等最高周囲温度

が 50 度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より 20 度高い公称作動温度のもの)

(ii) 第 1 第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けるもの

(iii) 第 1 第二号ニ(3)に定めるもの

(3) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第 21 条の 2 第 1 項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が 60 度から 70 度までのもの (ボイラー室等最高周囲温度が 50 度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より 20 度高い公称作動温度のもの)

(ii) 第 1 第二号ニ(2)に掲げる場所に設けられたもの

(iii) 第 1 第二号ニ(3)に定めるもの

(4) 連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第 1 第二号ホからトまでに定めるものであること。

ハ 温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 温度ヒューズ、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したものであること。

(2) 温度ヒューズが、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に

感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられたものであること。

(3) 連動閉鎖装置の可動部部材が、腐食しにくい材料を用いたものであること。

第 3 令第 112 条第 14 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件 (ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をすることであることに限る。) を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第 1 第一号に定める構造の防火設備とすること。

が 50 度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より 20 度高い公称作動温度のもの)

(ii) 第 1 第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けるもの

(3) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第 21 条の 2 第 1 項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が 60 度から 70 度までのもの (ボイラー室等最高周囲温度が 50 度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より 20 度高い公称作動温度のもの)

(ii) 第 1 第二号ニ(2)に掲げる場所に設けられたもの

(4) 連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第 1 第二号ホからトまでに定めるものであること。

ハ 温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 温度ヒューズ、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したものであること。

(2) 温度ヒューズが、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に

感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられたものであること。

(3) 連動閉鎖装置の可動部部材が、腐食しにくい材料を用いたものであること。

第 3 令第 112 条第 14 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件 (ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をすることであることに限る。) を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第 1 第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 第1 第二号イ及びハからトまでに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

第4 令第112 条第14 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第1 第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 第1 第二号イ並びに第2 第二号ロ及びハに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

#### 別記

##### 試験方法

##### 一 試験装置

(一) 試験装置の構造は、別図のとおりとすること。

(二) ダクトは、十分な耐熱性を有し、かつ、気密な構造のものとする。

(三) ヒーターは、ダクト内の循環空気を20 分以内に90 度まで上昇させることができるものとする。

(四) 送風機は、試験体取付箱内に毎秒1 m の風速で送風できるものとする。

##### 二 試験体

(一) 試験体（温度ヒューズの温度の上昇に影響を与える部分を含む。）の材料及び構成は、実際のものと同じのものとし、その大きさは、幅及び高さがそれぞれ1.2m のものとする。

(二) 試験体は3 体とすること。

##### 三 作動試験

(一) 試験体は、火災時の火煙の流動状態を考慮して試験装置に取り付けるものとし、かつ、連動閉鎖装置には、実際の場合と同様の荷重を加えること。

(二) ダクト内の空気をバイパスを通して循環させつつ加熱し、その空気が50 度（ボイラー室、厨房等に設ける温度ヒューズにあつては、公称作動温度より10 度低い温度）に達したときに、当該空気を風速毎秒1 m で5 分間試験体にあて、その作動の有無を試験すること。

二 第1 第二号イ及びハからトまでに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

第4 令第112 条第14 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第1 第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 第1 第二号イ並びに第2 第二号ロ及びハに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

#### 別記

##### 試験方法

##### 一 試験装置

(一) 試験装置の構造は、別図のとおりとすること。

(二) ダクトは、十分な耐熱性を有し、かつ、気密な構造のものとする。

(三) ヒーターは、ダクト内の循環空気を20 分以内に90 度まで上昇させることができるものとする。

(四) 送風機は、試験体取付箱内に毎秒1 m の風速で送風できるものとする。

##### 二 試験体

(一) 試験体（温度ヒューズの温度の上昇に影響を与える部分を含む。）の材料及び構成は、実際のものと同じのものとし、その大きさは、幅及び高さがそれぞれ1.2m のものとする。

(二) 試験体は3 体とすること。

##### 三 作動試験

(一) 試験体は、火災時の火煙の流動状態を考慮して試験装置に取り付けるものとし、かつ、連動閉鎖装置には、実際の場合と同様の荷重を加えること。

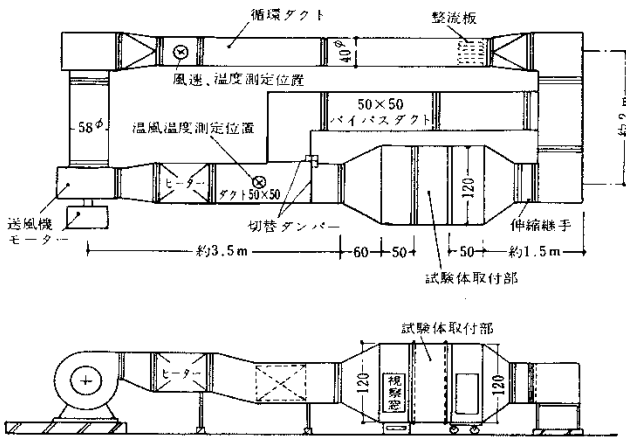
(二) ダクト内の空気をバイパスを通して循環させつつ加熱し、その空気が50 度（ボイラー室、厨房等に設ける温度ヒューズにあつては、公称作動温度より10 度低い温度）に達したときに、当該空気を風速毎秒1 m で5 分間試験体にあて、その作動の有無を試験すること。

(三) (二) と同様の方法でダクト内の空気を加熱し、その空気が 90 度 (ボイラー室、厨房等に設ける温度ヒューズにあつては、公称作動温度の 125% の温度) に達したときに、当該空気を風速毎秒 1 m で試験体にあて、それが作動するまでの時間を測定すること。

#### 四 判定

試験体のすべてが、三の (二) において作動せず、かつ、三の (三) において 1 分以内に作動するものを合格とすること。

別 図 試験装置 (単位 cm)



(三) (二) と同様の方法でダクト内の空気を加熱し、その空気が 90 度 (ボイラー室、厨房等に設ける温度ヒューズにあつては、公称作動温度の 125% の温度) に達したときに、当該空気を風速毎秒 1 m で試験体にあて、それが作動するまでの時間を測定すること。

#### 四 判定

試験体のすべてが、三の (二) において作動せず、かつ、三の (三) において 1 分以内に作動するものを合格とすること。

別 図 試験装置 (単位 cm)

